

「三鷹市パートナーシップ宣誓制度手続条例(仮称)」(素案) のパブリックコメントを実施します

本制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを表明した同性のお二人が市に宣誓をし、市がその宣誓（届出）を受理したことを公に証明する制度です。パートナーシップ宣誓制度は、法律上の婚姻とは異なるため、宣誓をしても法律に基づく権利や義務は発生しませんが、様々な場面で婚姻と同等のサービスを受けられるようになることが期待されます。

この度、条例の素案を作成しましたので、ご意見をお寄せください。

意見の提出方法

期 限：令和6年1月5日（金）

必要事項：①素案へのご意見、②住所、③氏名、④電話番号（募集フォームの場合はメールアドレス）を記入し、郵送、ファクス、電子メール、募集フォーム、または直接持参により、三鷹市企画部企画経営課へ提出してください。

※団体の場合は、所在地、団体名、代表者の氏名、電話番号を記入してください。

1 意見入力フォーム

右のQRコードをスマートフォン等で読み取り、
意見入力フォームから必要事項を入力して送信してください。

URL：<https://logoform.jp/form/ejBZ/450132>



2 電子メール

企画経営課「kikaku@city.mitaka.lg.jp」へ

（件名を「人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）意見提出」として下さい。）

3 郵送

〒181-8555 三鷹市企画経営課平和・女性・国際化推進係 宛て

4 ファクス

0422-29-9279

お問い合わせ

三鷹市 企画部 企画経営課 平和・女性・国際化推進係

電話 0422-29-9032